

野々市市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、野々市市長から定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年1月13日

野々市市監査委員 小松 靖 典

野々市市監査委員 大東 和 美

- 1 定期監査の実施年月日 令和2年11月18日（水）
- 2 定期監査の結果報告書の提出年月日 令和2年12月25日（金）
- 3 措置通知があった年月日 令和3年1月4日（月）
- 4 措置を講じた部局 企画振興部市民協働課
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（意見）	措置の内容（改善等内容）
<p>広報・施設管理</p> <p>企画課の質疑の過程において申し述べたが、施設予約状況案内システムによる予約状況確認について、市のホームページのトップページから探しやすい位置に配置し、野々市市情報交流館カメラや野々市市文化会館フォルテ、学びの杜ののいち カレード等と合わせて確認できるようにしていただきたい。</p>	<p>施設予約状況案内システムのリンクを市ホームページのトップページにある可動式バナー内に配置した。</p> <p>また、企画課において同システム内にカメラ、フォルテ、カレードのリンクを設けた。</p>
<p>広報・事業管理</p> <p>国内交流事業においては、ふるさと納税等の市の事業について自発的かつ積極的に周知に努められたい。</p>	<p>定期監査時には回答できなかったが、例月送付している広報の10月号に併せて、チラシを送付した。また、指摘後にHPの野々市会のページのトップに、ふるさと納税のページへのリンクを貼付した。</p>
<p>広報</p> <p>消費生活に関するDVDは、市民が閲覧できる機会が増えるように一層有効に活用されたい。</p>	<p>定期監査後、連合町内会長研修会において、各町内会長にも消費生活に関するDVDの貸出についてご案内した。</p>